

愛媛県報

発行 愛媛 場

平成21年5月1日金曜日 第2061号外1

\Diamond	目	次	<
	規	則	

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅 介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の

化字竿に開する担別の	一切をみてまる担則 1	
拍上守に送り る呪則の	−部を改正する規則1	

訓令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令......10

;	規	則

○愛媛県規則第38号

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者 の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 (委任) (委任) 第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 (1)~(4) 省略 (1)~(4) 省略 (4)の2 法第18条第3項(法<u>第29条第8項</u>の規定において準用す (4)の2 法第18条第3項(法<u>第29条第7項</u>の規定において準用す る場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書 る場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書 の交付に関すること。 の交付に関すること。 (5)~(6) 省略 (5)~(6) 省略 (6)の2 法第29条第1項から第3項までの規定に基づく有料老人

- (6)の2 法第29条第1項<u>から第3項まで</u>の規定に基つく有料老人 ホームの<u>設置、変更、廃止又は休止</u>の届出の受理に関すること。
- (7) 法<u>第29条第7項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する報告 の徴収及び立入検査に関すること。
- (7)の2 法<u>第29条第9項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する 改善命令に関すること。

(有料老人ホーム設置届書等)

第29条 省略

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届書(様式第44号)

___を提出することによつて行わなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休 止)届出書(様式第45号)を提出することによつて行わなければ ならない。

様式第45号(第29条関係) 有料老人ホーム廃止(休止)届出書

有料老人ホーム廃止(休止)届出書		
省略		
省略		
廃止 <u>(休止)</u> の理由	省略	

(6)の 2 法第29条第 1 項<u>及び第 2 項</u>の規定に基づく有料老人 ホームの<u>設置等</u>の届出の受理に関すること。

- (7) 法<u>第29条第6項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する報告 の徴収及び立入検査に関すること。
- (7)の2 法<u>第29条第8項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する 改善命令に関すること。

(有料老人ホーム設置届書等)

第29条 省略

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届書(様式第44号)<u>又は有料老人ホーム廃止届出書(様式第45</u>号)を提出することによつて行わなければならない。

様式第45号(第29条関係) 有料老人ホーム廃止届出書

有料老人ホーム廃止届出書		
省略		
省略		
廃止	の理由	省略

右欄

省略	
廃止(休止)しよう とする年月日	省略
休止の予定期間	(廃止する場合にあつては、記載の必要はない。)

省略	
廃止しよう	省略
とする年月日	

注 不要の文字は、抹消すること。

(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正) 第2条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 後 前

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げる │第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げる とおりとする。

11年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

項	左 欄	右欄
1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第	省略
	1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条	
	第 1 項、第120条第 1 項、第121条第 1 項、第122	
	条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第	
	125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、	
	第136条第1項、第138条第1項、 <u>第140条の3第</u>	
	1項、第140条の4第1項、第140条の5第1	
	項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、	
	第140条の8第1項、第140条の9第1項、第140	
	条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の	
	12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14	
	第1項の申請書	
2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第	省略
	3 項、第117条第 3 項、第118条第 3 項、第119条	
	第 3 項、第120条第 3 項、第121条第 3 項、第122	
	条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第	
	125条第 3 項、第132条第 2 項、第134条第 2 項、	
	第136条第3項、第138条第2項、 <u>第140条の3第</u>	
	3 項、第140条の4第3項、第140条の5第3	
	項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、	
	第140条の8第3項、第140条の9第3項、第140	
	条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の	
	12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14	
	第3項の申請書	
3	省令第129条、第130条、 <u>第140条の20及び第140</u>	省略
	<u>条の21</u> の申出書	
4		
省略		

(手続の方法)

提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第75条第1項、第82条第1項、第	指定事項等変更届
	89条、第99条第1項、第111条及び第	出書(様式第5

(書類の様式)

項

とおりとする。

左

-7.	<u> </u>	H 1120
1	省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第	省略
	1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条	
	第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122	
	条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第	
	125条第1項、第132条第1項、第134条第1項、	
	第136条第1項、第138条第1項、 <u>第140条の2第</u>	
	1項、第140条の3第1項、第140条の4第1	
	項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、	
	第140条の7第1項、第140条の8第1項、第140	
	条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の	
	11第1項、第140条の12第1項及び第140条の13	
	<u>第1項</u> の申請書	
2	省令第114条第3項、第115条第3項、第116条第	省略
	3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条	
	第 3 項、第120条第 3 項、第121条第 3 項、第122	
	条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第	
	125条第 3 項、第132条第 2 項、第134条第 2 項、	
	第136条第3項、第138条第2項、 <u>第140条の2第</u>	
	3項、第140条の3第3項、第140条の4第3	
	項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、	
	第140条の7第3項、第140条の8第3項、第140	
	条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の	
	11第3項、第140条の12第3項及び第140条の13	
	第3項の申請書	
3	省令第129条、第130条、第140条の17及び第140	省略
	条の18の申出書	
4		

(手続の方法)

省略

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を **第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を 提出することによって行うものとする。

項	左	欄	右 欄
1	法 <u>第75条、第82条</u>	、第	変更届出書
	89条、第99条	、第111条及び <u>第</u>	(様式第5

1		1
	<u>115条の 5 第 1 項</u> の規定による <u>指定に</u>	号)
	<u>係る事項等の</u> 変更の届出	
2	法第75条、第82条、第99条及び第115	廃止(休止・再
	条の5の規定による事業の廃止、休	開)届出書(様式
	止又は再開の届出	第6号)
3	法第91条又は第113条の規定による法	指定辞退届出書
	第48条第1項第1号又は同項第3号	(<u>様式第7号</u>)
	の指定の辞退	
4	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設
		開設許可事項変更
		許可申請書(<u>樣式</u>
		第8号)
5	法第95条第1項及び第2項の承認の	介護老人保健施設
	申請	管理者承認申請書
		(<u>樣式第9号</u>)
6	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設
		広告事項許可申請
		書(<u>樣式第10号</u>)
7	法第115条の32第2項及び第4項の規	業務管理体制整備
	定による業務管理体制の整備に関す	<u>(区分変更)届出</u>
	る事項の届出	書(様式第11号)
8	法第115条の32第3項の規定による業	業務管理体制変更
	務管理体制の整備に関する事項の変	届出書(様式第12
	更の届出	<u>号)</u>

	115条の 5 の規定による の規定による 変更の届出	묵)
2	法第91条又は第113条の規定による法 第48条第1項第1号又は同項第3号	指定辞退届出書
	の指定の辞退	
3	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設 開設許可事項変更 許可申請書(<u>樣式</u> 第7号)
4	法第95条第1項及び第2項の承認の 申請	介護老人保健施設 管理者承認申請書 (<u>樣式第8号</u>)
5	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設 広告事項許可申請 書(<u>樣式第9号</u>)
6	省令第131条第3項、第133条第2項 及び第140条の19第3項の規定による 事業の廃止、休止又は再開の届出	廃止(休止・再 開)届出書(様式 第10号)

(公示)

- 第4条 法第78条、第85条、第93条、第115条及び第115条の9の規 定による公示は、法第78条各号、第85条各号、第93条各号、第 115条各号及び第115条の9各号の措置に係る事業者又は施設に関 する次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 介護保険事業者番号
 - (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者の名称及び主たる事務所の所在地(当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)
 - (3) サービスの種類
 - (4) 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介 護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サ ービス事業所の名称及び所在地
 - (5) 指定、届出、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効 力の停止処分に係る年月日
 - (6) 指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合にあっては、 その効力を停止した範囲及びその期間
- 第5条 知事は、法第94条第1項の許可をしたとき、又は法第104 条第1項の規定により法第94条第1項の許可を取り消し、又は期 間を定めて許可の全部若しくは一部の効力を停止したときは、そ の旨及び次に掲げる事項について公示するものとする。
 - (1) 介護保険事業者番号
 - (2) 介護老人保健施設の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (3) サービスの種類
 - (4) 介護老人保健施設の名称及び所在地

(市町村等への情報提供)

第4条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文 (これらの規定を法<u>第115条の11</u>において準用する場合を含 む。)、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等 の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則<u>第13条本文</u>の 規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事 業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報につ いて準用する。

第5条 省略

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略

注 1 ~ 5 省略

6 「実施事業」の欄は、今回指定等の申請をしようとする事業及び既に指定等を受けている事業について、該当する欄にを記入すること。この場合において、介護保険法(平成9年法律第123号)第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法<u>第115条の11</u>において準用する場合を含む。)、介護保険施行法(平成9年法律第124号)第4条本文、第5条本文、第7条若しくは第8条第1項又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則<u>第13条本文</u>の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「みなし」と記入すること。

7~10 省略

別紙1~別紙4 省略

別紙 5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

省	略								
事	省	略							
業	種		病院		診療所	薬局	訪問看護	美ステーシ	<u>'ョン</u>
所	別								
省	略								
提	供す	る	医	師		歯科医		薬剤師	
居	宅療	養				師			
管	理指	導	看護	護職		歯科衛		管理栄	
等	の種	類	<u>員</u>			<u>生土</u>		<u>養士</u>	
省	略								
従	業者	の	医	師	歯科医	薬剤師	看護職	歯科衛	管理栄
職	種及	び			<u>師</u>		<u>員</u>	<u>生土</u>	<u>養士</u>
員	数								
	常	勤							
	(人	.)							

- (5) 許可若しくは許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止処分の年月日
- (6) 許可の全部若しくは一部の効力を停止した場合にあっては、 その効力を停止した範囲及びその期間

(市町村等への情報提供)

第6条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文 (これらの規定を法<u>第115条の10</u>において準用する場合を含 む。)、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等 の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則<u>第13条</u>の 規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事 業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報につ いて準用する。

第7条 省略

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略

注 1 ~ 5 省略

6 「実施事業」の欄は、今回指定等の申請をしようとする事業及び既に指定等を受けている事業について、該当する欄に を記入すること。この場合において、介護保険法(平成9年法律第123号)第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法<u>第115条の10</u>において準用する場合を含む。)、介護保険施行法(平成9年法律第124号)第4条本文、第5条本文、第7条若しくは第8条第1項又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則<u>第13条</u>の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「みなし」と記入すること。

7~10 省略

別紙1~別紙4 省略

別紙 5 居宅療養管理指導事業者·介護予防居宅療養管理指導事

業者の指定に係る審査事項

省	略													
事	省	略												
業	種		病院	i	診療	所	薬	局 _						
所	別													
省	略													
提	供す	る	医	雪			歯	科医			薬剤	削師		
居	宅療	養					師							
管	理指	導	歯科	衛生	<u> </u>				管理	栄養	<u>士</u>			
等	の種	類												
省	略		•			•						•		
従	業者	の	医	師	蒾	科	医	薬剤	削師	歯	科:	衛	管理	里 栄
職	種及	び			餌	<u>i</u>				生:	<u>±</u>	3	養士	
員	数													
	常	勤												
	(人	.)												

	非常勤			
	(人)			
í	当略			

注 省略

別紙6~別紙16 省略

付表 省略

樣式第5号(第3条関係) <u>指定事項等変更届出書</u>

	非常勤			
	(人)			
-				

注 省略

別紙6~別紙16 省略

付表 省略

様式第5号(第3条関係) 変更届出書

様式第10号を削る。

第3条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後			改	正	前	
様式第7号 省略				様式第6号	省略				
様式第8号 省略				<u>様式第7号</u>	省略				
様式第9号 省略				様式第8号	省略				
様式第10号 省略				様式第9号	省略				

第4条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第3条関係) 廃止(休止・再開)届出書

廃止(休	止・-	再開)	届出書
------	-----	-----	-----

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設(事業)者

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

	介護保険事業者番号
事業所又は施設	名 称
争 耒 川 乂 は 爬 故	所 在 地
廃止、休止又は再開の別	廃止休止再開
廃止し、若しくは休止しよ うとする年月日又は再開し た年月日	年 月 日
廃止し、又は休止しようと する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 (廃止し、又は休止しようとする場合にのみ記入してください。)	
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注1 開設(事業)者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
 - 3 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第114条から第116条まで、第119条から第125条まで、第132条、第140条の3から第140条 の5まで及び第140条の8から第140条の14までに規定する当該事業に係る従業者の勤務 の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

樣式第11号(第3条関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

			業務管	理体制整備(区分変更)届出書
				発第 号 年 月 日
	1/2	受媛県知事	様	
		閉≐ひ	(事業)者	住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		Za Ltti	(尹未)日	氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		開設 (事業)者(;	
	1	届出の内容	,	
			`	法律第123号)第115条の32第2項関係(整備) 2第4項関係(区分の変更)
F		フ リ ガ ナ	3113赤0/32	2分 4 填舆际(应力 00 支史)
		名 称	/ 40 /F # C	
	_	住所	(郵便番号)
	2	(主たる事務所の所在地)	(\$ 6 /2	
	開設	連絡先	(ビルの名 電話番号	るが等) FAX番号
	立	法人の種別	空叫田 フ	ГЛЛШЭ
	(事業)	代表者の職名、	職	フリガナ
		氏名及び生年月 日	名	氏名 月日
	者		(郵便番号)
		代表者の住所		
			(ビルの名	3 称等)
			事業所又	指定 (
	3	事業所又は施		年月日 「医療機関等コード」 所 在 地
		殳の 名 称 等及び 所在地		年 月 日
	Γ.	71 1エ * E	計 箇所	年 月 日
ŀ	4	介護保険法施		法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生 年 月 日
	ŕ	亍規則(平成11年	第2号	年月日
		厚生省令第36号) 第140条の40第 1		業務が法令に適合することを確保するための規程の概
]	頃第2号から第		要(別紙のとおり。)
		4 号までの規定 に基づく届出事	** . =	
		日本フィ曲山争	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要(別紙のとおり。)
	5	区分变更前行政機	 関名称、担	旦当部(局)課
	X		, ,	去 人) 番 号
	分	区 分 変		D 理 由
	区分変更	区分変更後行政機 区 分 が 変		旦当部(局)課 年月日
L	主 主 1			場合にあっては、記名押印に代えて署名することができ
		る。		
	2 3	のある欄は、	該当する	の中にレ印を付すこと。
	4	・「法人の種別」	の欄は、届	a出者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、 人又は株式会社等の別を記入すること。
	5	「事業所又は施詞	设の名称等及	なび所在地」の欄及び「区分変更の理由」の欄に書ききれない
	6	場合は、別紙に記 こ 介護保険法施行		らこと。 0条の40第1項第3号又は第4号の規定に基づく届出事
		項がある場合は、	関係する語	書類を添付すること。
	7	用紙の大きさは	1、日本工業	業規格AAとすること。

樣式第12号(第3条関係) 業務管理体制変更届出書

業務管理体制変更届出書

 発第
 号

 年
 月

 日

愛媛県知事

樣

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設(事業)者

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(EII)

開設(事業)者(法人)番号

変更があった事項

- 1 法人の種別又は名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号又はFAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)又は生年月日
- 4 代表者の住所又は職名
- 5 事業所又は施設の名称等又は所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)又は生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 内 容

(変更前)

(変更後)

- 注1 開設(事業)者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 2 「変更があった事項」の欄は、該当する項目の番号に を付すること。
 - 3 「変更内容」の欄に書きされない場合は、変更前及び変更後の対照関係が明らかとなるよう別紙に記載し添付すること。
 - 4 事業所又は施設の名称等又は所在地に変更があった場合は、指定等を受けた事業 所の合計数並びに追加し、又は廃止した事業所の名称、指定(許可)年月日、介護 保険事業所番号(医療機関等コード)及び所在地を記入すること。
 - 5 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要又は業務執行の状況の監査の方法の概要を追加する場合は、関係する書類を添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第16号

庁中 一般

各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

絽田	事務の		Τ,	決裁	<u> </u>		幺日	事務の	事項	1	中裁	区分	
	種 類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知	T				種 類	学	知	T		
名	12 //		事	<u> </u>	₹決: 		名			事	-	· 決	_
			7	p	局長					7		局長	
保	1 ~ 16						保	1 ~ 16					
健	省略						健	省略					
福	17 介	1 省略					福	17 介	1 省略				
祉	護保	2 介護サービス事業者(社会福祉法					祉	暖怀					
課	険法	人である介護サービス事業者に限					課	険法					
	の施	る。)に係る業務管理体制の整備に						の施					
	行に	関すること。						行に					
	関す	(1) 報告の徴収及び立入検査(第			_			関す					
	る事	115条の33第1項)						る事					
	務	② 報告の徴収及び立入検査の要請				_		務					
		(第115条の33第3項)											
		(3) 報告の徴収及び立入検査の結果				_							
		に係る市町長への通知及び厚生労											
		働大臣からの通知の受理(第115											
		条の33第4項)											
		(4) 勧告(第115条の34第1項)			_								
		(5) 勧告に従わない旨の公表(第			_								
		115条の34第2項)											
		(6) 措置命令(第115条の34第3		_									
		項、第4項)											
		(7) 措置命令に係る公示(第115条 の34第4項)				_							
			T										
		市町長への通知及び厚生労働大臣				_							
		からの通知の受理(第115条の34											

第5項)

	事務の	事項	ž	夬 裁	区:	分			務の	事 項	<i>i</i>	夬裁	区分	<u>,</u>
	種類		知	専	決	者			類		知	専	· 注	者
名			事			課長	名				事		局長	
長寿	1 省略						長寿	1 略						
介	2 老	1 省略					介	2	老	1 省略				
護課	人福 祉法	2 有料老人ホームに対する改善命令 に係る公示(第29条第10項)					護課		人福 祉法	2 有料老人ホームに対する改善命令に係る公示(第29条第9項)				
	の行関る数	3~5 省略						:	の行関る数	3~5 省略				
	務 3 介	1~5 省略							務介	1~5 省略	\forall			
	護保	6 指定試験実施機関に関すること。							護保	6 指定試験実施機関に関すること。	\Box	\vdash		
	険法 の施	(1) 指定(第69条の27第1項、政令 第35条の9第3項)							険法の施	(1) 指定(第69条の27第1項、政令 第35条の3第3項)				
	行に 関す	(2)~(4) 省略							行に 関すし	(2)~(4) 省略				
	る事	(5) 指定の取消し(政令 <u>第35条の9</u> <u>第2項</u> 、第3項)							る事務	(5) 指定の取消し(政令 <u>第35条の3</u> <u>第2項</u> 、第3項)				
		7 指定研修実施機関に関すること。								7 指定研修実施機関に関すること。				
		(1) 指定(第69条の33第1項、政令 第35条の10第3項)								(1) 指定(第69条の33第1項、政令 第35条の4第3項)				
		(2) • (3) 省略								(2) • (3) 省略				
		(4) 指定の取消し(政令 <u>第35条の10</u> <u>第2項</u> 、第3項)								(4) 指定の取消し(政令 <u>第35条の4</u> 第2項、第3項)				
		8 指定居宅サービス事業者に関すること。								8 指定居宅サービス事業者に係る公示(第76条の2第4項、第78条)				_
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び 助言その他の援助(第75条の2第 1項)				_			-					
		(2) 公示 (第76条の2第4項、第 78条)				_								
		9 指定地域密着型サービス事業者に関すること。												
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び 助言その他の援助(第78条の6第 2項)				_								
		10 指定居宅介護支援事業者に関する								9 指定居宅介護支援事業者に係る公 示(第83条の2第4項、第85条)				_
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び 助言その他の援助(第82条の2第 1項)				_								
		(2) 公示 (第83条の2第4項、第85				_								
		条 <u>)</u> 11 指定介護老人福祉施設に関するこ								10 指定介護老人福祉施設に係る公示				_

報

1 1	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び					
	助言その他の援助(第89条の2第		_			
	1項)					
	(2) 公示 (第91条の2第4項、第93		_			
	<u>条)</u>					
	12 介護老人保健施設に関すること。				11 介護老人保健施設に係る公示(第	_
					103条第 4 項)	
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び					
	助言その他の援助(第99条の2第					
	_1 項)					
	(2) 公示(第103条第4項、第104条の					
	2)		_			
					42 松中人类在美国压在护部后,6.7.7.	
	13 指定介護療養型医療施設に関する				12 指定介護療養型医療施設に係る公	-
	<u>こと。</u>				示 (第113条の2第4項、第115条)	
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び		_			
	助言その他の援助(第111条の2第					
	1項)					
	(2) 公示(第113条の2第4項、第115		_			
	条)					
	14 指定介護予防サービス事業者に関				13 指定介護予防サービス事業者に係	
	すること。				る公示(第115条の7第4項、第115	
					条の9)	
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助					
	言その他の援助(第115条の6第1		_			
	<u>項)</u>					
	(2) 公示 (第115条の8第4項、第115		_			
	<u>条の10)</u>					
	15 指定地域密着型介護予防サービス					
	事業者に関すること。					
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助					
	言その他の援助(第115条の16第2					
	項)					
	16 指定介護予防支援事業者に関する					
	こと。_					
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助					
	1		-			
	項)					
	17 介護サービス事業者(社会福祉法					
	人である介護サービス事業者を除					
	く。)に係る業務管理体制の整備に					
	関すること <u>。</u>					
	(1) 報告の徴収及び立入検査(第	_				
	115条の33第1項)					
	(2) 報告の徴収及び立入検査の要請		_			
	(第115条の33第3項)					
	(3) 報告の徴収及び立入検査の結果					
	に係る市町長への通知及び厚生労		_			
	働大臣からの通知の受理(第115					
	条の33第4項)					

平成21年5月1日			ᄶ	不	HX.	第2001年	コノバ			
(4) 勧告(第115条の34第1項)										
(5) 勧告に従わない旨の公表(第									\Box	
115条の34第 2 項)										
(6) 措置命令(第115条の34第3	Π.								\Box	
項、第4項)										
(7) 措置命令に係る公示(第115条										
の34第4項)										
(8) 措置命令に違反した内容に係る										
市町長への通知及び厚生労働大臣										
からの通知の受理(第115条の34										
<u>第5項)</u>										
<u>18</u> 介護サービス情報の公表に関する						<u>14</u> 介護サービス情報の公表に関する				
こと。						こと。				
(1) 報告の受理(<u>第115条の35第1</u>						(1) 報告の受理(<u>第115条の29第1</u>				
項)						項)			Ш	
(2) 報告に関する計画の策定及び公						(2) 報告に関する計画の策定及び公				
表(政令第37条の2第1項、第3						表(政令第37条の5				
<u>項</u>)	Ш					_)			\perp	
(3) 調査の実施(<u>第115条の35第2</u>						(3) 調査の実施(<u>第115条の29第2</u>				
項)			\blacksquare			<u>項</u>)			\perp	
(4) 公表(第115条の35第3項						(4) 公表 (第115条の29第3項、政				
)						<u>令第37条の18第1項、第2項</u>)			+	
(5) 報告等 の命令						(5) 報告又は報告内容の是正の命令				
(第115条の35第4項、第5項) (6) 指定居宅サービス事業者等の指	\vdash		H			(第115条の29第4項、第5項)		-	+	
定又は許可の取消し等(第115条						(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等(第115条				
の35第6項、第7項)						の29第6項、第7項)				
19 介護サービス情報の公表に係る指						15 介護サービス情報の公表に係る指		+	++	
定調査機関に関すること。						定調査機関に関すること。				
(1) 指定(第115条の36第1項、政						(1) 指定(第115条の30第1項、政				
令第37条の4第1項)						令第37条の8第1項)				
(2) 報告の徴収及び立入検査(第						(2) 報告の徴収及び立入検査(第				
115条の40第1項)						115条の34第1項)				
(3) 業務の休廃止の許可(第115条						(3) 業務の休廃止の許可(第115条		T		
<u>の41</u> 、政令 <u>第37条の9</u>)						<u>の35</u> 、政令 <u>第37条の12</u>)				
(4) 変更の届出の受理(政令 <u>第37条</u>						(4) 変更の届出の受理(政令第37条				
<u>の4第2項</u> 、第3項)			Ш			<u>の8第2項</u> 、第3項)				
(5) 調査事務に関する計画の策定			-							
(政令第37条の5第1項)									$\perp \perp$	
(6) 調査事務の方法の改善命令						(5) 調査事務の実施又は改善の命令				
(政令 <u>第37条の5第3項</u>)			\sqcup			(政令 <u>第37条の9第3項</u>)			\perp	
(7) 調査事務規程の認可及び変更の						(6) 調査事務規程の認可及び変更の				
認可並びに変更命令(政令 <u>第37</u>						認可並びに変更命令(政令 <u>第37</u>				
条の6)			+			<u>条の10</u>)			+	
(8) 改善命令(政令第37条の8)		-	\vdash			(7) <u>適合命令</u> (政令 <u>第37条の11</u>)		_	\perp	
(9) 指定の取消し等(政令 <u>第37条の</u>						(8) 指定の取消し等(政令 <u>第37条</u>				
10)	\sqcup		+			<u>013</u>)		-	+	
20 介護サービス情報の公表に係る指						16 介護サービス情報の公表に係る指				
定情報公表センターに関すること。						定情報公表センターに関すること。			$\perp \perp \perp$	

(1) 指定(<u>第115条の42第1項</u>)			(1) 指定(<u>第115条の36第1項</u>)
② 報告の徴収及び立入検査(第			(2) 報告の徴収及び立入検査(第
115条の40第1項、第115条の42第			115条の34第1項、第115条の36第
3項)			<u>3 項</u>)
③ 業務の休廃止の許可(第115条]	(3) 業務の休廃止の許可(第115条
の41、第115条の42第3項、政令			の35、第115条の36第3項、政令
第37条の9、第37条の11)			第37条の12、第37条の15第2項)
(4) 変更の届出の受理(政令第37条		1	(4) 変更の届出の受理(政令第37条
の4第2項、第3項、第37条の11			 の 8 第 2 項、第 3 項、第37条の15
)			第2項)
(5) 情報公表事務の方法の改善命令		1	(5) 情報公表事務の実施又は改善の
(政令第37条の5第3項、第			命令(政令第37条の9第3項、第
37条の11)			37条の15第2項)
		-	
(6) 情報公表事務規程の認可及び変更の可能がに恋恵会会(政会第37			(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可能がに変更会会(政会第37
更認可並びに変更命令(政令 <u>第37</u>			更認可並びに変更命令(政令 <u>第37</u> 8,010 第378,015第 2 項)
条の6、第37条の11)			条の10、第37条の15第 2 項)
(7) 改善命令(政令第37条の8、第			(7) <u>適合命令</u> (政令 <u>第37条の11、第</u>
<u>37条の11</u>)			37条の15第2項)
(8) 指定の取消し等(政令 <u>第37条の</u>			(8) 指定の取消し等(政令 <u>第37条の</u>
10、第37条の11)			<u>17</u>)
			(9) 県による情報公表事務の実施に
			係る公示(政令第37条の18)
1 介護保険事業支援計画等に関する			17 介護保険事業支援計画等に関する
こと。			こと。
(1) 市町村介護保険事業計画に対す		1	(1) 市町村介護保険事業計画に対す
る意見の通知(第117条第7項)			る意見の通知(第117条第6項)
(2) 都道府県介護保険事業支援計画		1	(2) 都道府県介護保険事業支援計画
の策定(第118条第1項、第6項)	,		の策定(第118条第1項、第5項)
(3) 省略		1	(3) 省略
2 省略		-	18 省略
<u>3</u> 省略		_	19 省略
<u>4</u> 省略			20 省略
5_ 省略			21 省略
<u>86</u> 国民健康保険団体連合会に対する			22 国民健康保険団体連合会に対する
監督等に関すること。			監督等に関すること。
(1) 報告の徴収等(第198条、国民			(1) 報告の徴収等(第198条、国民
健康保険法 <u>第106条</u>)			健康保険法 <u>第108条</u>)
(2) 監督(第198条、国民健康保険			(2) 監督(第198条、国民健康保険
法 <u>第108条</u>)			法第109条)
		1	23 省略
			_
8 省略			24 省略
9 福祉用具専門相談員指定講習 に			25 福祉用具専門相談員指定講習会に
関すること。			関すること。
(1) 指定(政令第3条の2第1項第			(1) 指定(政令第3条の2第1項第
<u>10号</u>)			<u>9号</u>)
(2)~(5) 省略			(2)~(5) 省略
 0 介護サービス情報の公表に係る指		1	26 介護サービス情報の公表に係る指
定調査機関の調査員に関すること			定調査機関の調査員に関すること

		(1) 調査員養成研修の実施(政令 <u>第</u>		
		37条の7第1項)		
		(2) 登録(政令 <u>第37条の7第1項</u>)		
		(3) 調査員登録証明書の作成及び交		
		付(政令 <u>第37条の7第2項</u>)		
		(4) 登録の消除(政令 <u>第37条の7第</u>		
		<u>3項</u>)		
		(5) 調査員養成研修を行う者の指定		
		(政令 <u>第37条の7第1項</u> 、第6		
		項)		
		(6) 調査員養成研修を行う者の指定		
		の取消し(政令 <u>第37条の7第5</u>		
		<u>項</u> 、第6項)		
	4 ~ 25			
	省略			

	(1) 調査員養成研修の実施(政令 <u>第</u>		
	37条の14第1項)		
	(2) 登録(政令第37条の14第1項)		
	(3) 調査員登録証明書の作成及び交		
	付(政令 <u>第37条の14第2項</u>)		
	(4) 登録の消除(政令 <u>第37条の14第</u>		
	<u>3 項</u>)		
	(5) 調査員養成研修を行う者の指定		
	(政令 <u>第37条の14第1項</u> 、第		
	6項)		
	(6) 調査員養成研修を行う者の指定		
	の取消し(政令 <u>第37条の14第 5</u>		
	<u>項</u> 、第 6 項)		
4 ~ 25			
省略			

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正	後							改	正	前			
表第	3 (第 4 条	関係)					5	引表夠	第3 (第4条	関係)					
司長	の権限に属す	する健康福祉環境部	3関係事務に係る特	定法	央裁	事項	į	局長	の権限に属す	する健康福祉	環境部門	関係事務に係る特	定法	块裁!	事項
組	事務の	事	項	決	裁	X		組	事務の	Ę	F	項	決	裁	X
織	種類			分				織	種類				分		
名				局	専	決		名					局	専	決
				長	者								長	者	
					部	課								部	課
					長	長								長	長
地	1~8 省							地	1~8 省						
域	略							域	略						
福	9 老人福	1 省略						福	9 老人福	1 省略					
祉	祉法の施	2~4 省略						祉	祉法の施	2~4 省	略				
課	行に関す	5 当該職員の証	明書の交付(第18					課	行に関す	5 当該職	員の証明	書の交付(第18			
	る事務	条第 3 項、 <u>第29</u>	条第8項)						る事務	条第3項	、 <u>第29</u> 条	系第 7 項)			
		6 有料老人ホー	ムに関すること。							6 有料老	人ホーム	ムに関すること。			
		(1) 設置、変更	、廃止又は休止の							(1) <u>設置</u>	等	o			
		届出の受理(第29条第1項から							届出の	受理(<u>第</u>	329条第1項、第			
		第3項まで)								2 項)				
		(2) 報告の徴収	及び立入検査(<u>第</u>							(2) 報告	の徴収及	なび立入検査(<u>第</u>			
		29条第7項)								29条第	6項)				
		(3) 改善命令(第29条第9項)							(3) 改善	命令(<u>第</u>	29条第8項)			
	10~22 省								10~22 省						
	略								略						
	23 介護保	1・2 省略							23 介護保	1・2 省	略				
	険法の施	3 当該職員の証	明書の交付(第24						険法の施	3 当該職	員の証明	書の交付(第24			
	行に関す	条第 3 項、第76	条第2項、第83条						行に関す	条第3項	、第76条	条第2項、第83条			
	る事務	第 2 項、第90条	第 2 項、第100条						る事務	第 2 項、	第90条第	第2項、第100条			

第 2 項、第112条第 2 項、第115条					 第 2 項、第112条第 2 項、第115条			
の 7 第 2 項、第115条の33第 5					の 6 第 2 項			
項)								
	+		\dashv \mid \mid		4 指定居宅サービス事業者に関す			
ること。					ること。			
(1) 省略			\dashv		(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知(第70	++		\dashv					
条第2項第7号の2)		-	_					
(3) 省略					(2) 省略			
(4) 省略	++				(3) 省略		_	
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及	++		\dashv		<u> </u>		\exists	
び助言その他の援助(第75条の		-	_					
2 第 1 項)								
(6) 省略	++		\dashv		(4) 省略			
			\dashv					_
(8) 省略	++	+	$\dashv \mid \mid \mid$		(6) 省略	H	\dashv	
(9) 措置命令(第76条の2第3	++	\dashv	$- \mid \cdot \mid \cdot \mid$		(7) 措置命令(第76条の2第3	\vdash	\dashv	
<u>項</u> 指且即マ (<u>第70家の 2 第 3</u>					<u>(1)</u> 指直叩マ(<u>第70家の2第3</u>			
(10) 省略			$\dashv \mid \mid$		(8) 省略			
5 指定居宅介護支援事業者に関す	\Box				5 指定居宅介護支援事業者に関す			
ること。					ること。			
(1) 省略					(1) 省略			
② 聴聞決定予定日の通知(第79								
条第2項第6号の2)								
(<u>3</u>) 省略					(2) 省略			
<u>(4)</u> 省略					(3) 省略			
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及								
び助言その他の援助(第82条の								
2 第 1 項)								
<u>(6)</u> 省略					(<u>4</u>) 省略			
<u>(7)</u> 省略					<u>(5)</u> 省略			
(8) 省略					<u>(6)</u> 省略			_
(<u>9)</u> 省略					(7) 省略			_
(10) 省略					(8) 省略		П	
6 指定介護老人福祉施設に関する					6 指定介護老人福祉施設に関する			
こと。	Ш				こと。			
(1) 省略					(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知(第86		-	_					_
条第2項第5号の2)	\coprod							
(3) 省略					(2) 省略			
(4) 省略					(3) 省略			
<u>(5)</u> 省略					<u>(4)</u> 省略			
(6) 便宜の提供に係る連絡調整及		-	_					
び助言その他の援助(第89条の								
2 第 1 項)	\dashv	-	$\perp \mid \mid \mid$				\dashv	_
<u>(7)</u> 省略	\coprod	_	$\perp \mid \mid \mid$		<u>(5)</u> 省略		\dashv	
(<u>8</u>) 省略					<u>(6)</u> 省略			

(o) \(\sum_{\text{D}}\) m\(\text{T}\)			(7) \\ \\ mb	\Box
(9) 省略			(7) 省略	+
<u>(10)</u> 省略			<u>(8)</u> 省略	\dashv
(ii) 措置命令(第91条の2第3 項)			(<u>9</u>) 措置命令(第91条の2第3 項、第4項)	
(12) 省略			(10) 省略	+
7 介護老人保健施設に関するこ			7 介護老人保健施設に関するこ	+
月暖七八休健心故に関すること。			7 月暖名人体健心故に関すること。	
(1) 省略			(1) 省略	+
② 聴聞決定予定日の通知(第94				+
条第3項第7号の2)				
(3) 省略			(2) 省略	
(4) 省略			(3) 省略	+
			— (4) 省略	+
				+
			届出の受理(第99条)	
(7) 便宜の提供に係る連絡調整及				
び助言その他の援助(第99条の				
2 第 1 項)				
(8) 省略			<u>(6)</u> 省略	
<u>(9)</u> 省略			<u>(7)</u> 省略	
<u>(10)</u> 省略			(8) 省略	
<u>(11)</u> 省略			(9) 省略	
<u>(12)</u> 省略			<u>(10)</u> 省略	
<u>[13]</u> 省略			<u>(11)</u> 省略	
<u>(14)</u> 省略			<u>(12)</u> 省略	
<u>(15)</u> 死亡又は失そう の届出の			⊴③ 休止、廃止、再開等の届出の	
受理(第105条、医療法 <u>第9条</u>			受理(第105条、医療法 <u>第9条</u>	
<u>第 2 項</u>))	
<u>(16)</u> 省略			<u>(14)</u> 省略	
<u>(I7)</u> 省略			<u>(15)</u> 省略	
8 指定介護療養型医療施設に関す			8 指定介護療養型医療施設に関す	
ること。			ること。	
(1) 省略			(1) 省略	
(2) 聴聞決定予定日の通知(第	-			
107条第3項第6号の2)			()	-
(3) 省略	$\perp \perp$		<u>(2)</u> 省略	-
<u>(4)</u> 省略			(3) 省略	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$
<u>(5)</u> 省略			<u>(4)</u> 省略	$\perp \downarrow \downarrow$
(6) 省略	$\perp \perp$		<u>(5)</u> 省略	$\perp \downarrow \downarrow$
(7) 便宜の提供に係る連絡調整及				
び助言その他の援助(第111条				
の 2 第 1 項)	++		(c) (lamb	\dashv
(8) 省略	+		(6) 省略	\dashv
(<u>9)</u> 省略	+		<u>(7)</u> 省略	\dashv
<u>(10)</u> 省略			<u>(8)</u> 省略	\dashv
(11) 省略	.		(9) 省略	

•	×					Name : 371			
	<u>(12)</u> 省略					<u>(10)</u> 省略			
	<u>(13)</u> 省略					(11) 省略			
	9 指定介護予防サービス事業者に					9 指定介護予防サービス事業者に			
	関すること。					関すること。			
	(1) 省略					(1) 省略			
	(2) 指定の更新(第70条の2第1					(2) 指定の更新(第70条の2第1			
	項、 <u>第115条の11</u>)					項、第115条の1 <u>0</u>)			
	(3) 聴聞決定予定日の通知(第			_					
	115条の2第2項第7号の2)								_
	<u>(4)</u> 省略	Н		_		(<u>3</u>) 省略			_
	(5) 便宜の提供に係る連絡調整及			-					
	び助言その他の援助(第115条 の 6 第 1 項)								
	(<u>6</u>) 報告の徴収及び立入検査(<u>第</u> 115条の7第1項)					(4) 報告の徴収及び立入検査(第 115条の6第1項)			
	(7) 勧告(第115条の8第1項)					(5) 勧告(第115条の7第1項)			
	(8) 勧告に従わない旨の公表(<u>第</u> 115条の8第2項)					(6) 勧告に従わない旨の公表(<u>第</u> 115条の7第2項)			
		H	_	\dashv			\dashv	-	\dashv
	(<u>9</u>) 措置命令(<u>第115条の8第3</u> <u>項</u>)					<u>(7)</u> 措置命令(<u>第115条の7第3</u> 項)			
	<u>⑩</u> 指定の取消し等(<u>第115条の</u> <u>9 第 1 項</u>)					(8) 指定の取消し等(<u>第115条の</u> 8第1項)			
	10 業務管理体制の整備に関するこ								
	<u>Ł.</u>								
	(1) 届出の受理(第115条の32第								
	2項第1号、第3項、第4項)								
	② 報告の徴収及び立入検査(第								
	115条の33第1項)								
	③ 報告の徴収及び立入検査の要								
	請(第115条の33第3項)								
	(4) 報告の徴収及び立入検査の結			_					
	果に係る市町長への通知及び厚								
	生労働大臣からの通知の受理								
	(第115条の33第4項)			_					_
	(5) 勧告(第115条の34第1項)		_	_					
	(6) 勧告に従わない旨の公表(第		-						
	115条の34第2項)	\sqcup	_						_
	(7) 措置命令(第115条の34第3 <u>項)</u>								
	(8) 措置命令に違反した内容に係			_			T		
	る市町長への通知及び厚生労働								
	大臣からの通知の受理(第115								
	条の34第5項)								
	11 省略					10 省略			
	12 指定地域密着型サービス事業者					11 指定地域密着型サービス事業者		-	_
	<u>に関すること。</u>					に係る市町からの届出の受理(第			
						78条の2第2項)			

i		$\overline{}$	\neg	7 1 1	1	1		$\overline{}$	—
l	(1) 市町からの届出の受理(第78		_	.					
l	条の2第2項、第78条の11)								
l	② 便宜の提供に係る連絡調整及		T_{-}]					
l	び助言その他の援助(第78条の								
İ	6 第 2 項)								
İ	13 省略						12 省略		
ı	14 指定地域密着型介護予防サービ]			13 指定地域密着型介護予防サービ		
l	ス事業者に関すること。						<u>ス事業者に係る市町からの届出の</u>		
İ							受理(第115条の18)		
ı	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及		1_]					
İ	び助言その他の援助(第115条								
ı	の16第2項)								
ı	② 市町からの届出の受理(第		-						
ı	<u>115条の20)</u>								
ı	15 指定介護予防支援事業者に関す								
ı	<u>ること。</u>								
ı	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及			.]					
l	び助言その他の援助(第115条								
ı	の26第2項)								
ı	16 省略						14 省略		
İ	17 省略						15 省略		
1	18 省略						<u>16</u> 省略		
24~27 省					24	~ 27 省			
略					略				

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

- 2 省略
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(47)の6 省略
- (47)の7 介護保険法第24条第3項(第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項<u>第115条の7第2項及び第115条の33第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。
- (48) ~ (51) 省略
- ⑤1)の2 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関すること(同法<u>第115条の10</u>の規定に基づく公示を除く。)。
- (51)の3 省略
- ⑤1)の4 介護保険法第70条第2項第7号の2の規定に基づく指定 居宅サービス事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関するこ と。
- <u>51)の5</u> 省略

(52) 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

- 2 省町
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1)~(47)の6 省略
- (47)の7 介護保険法第24条第3項(第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項<u>及び第115条</u>の6第2項 において準用する場合を含
 - む。)の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。
- (48) ~ (51) 省略
- (51)の2 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関すること(同法<u>第115条の9</u>の規定に基づく公示を除く。)。
- ⑸の3 省略

(51)の4 省略

(52) 省略

<u>⑤20の2</u> 介護保険法第75条の2第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(53) ~ (53) の 5 省略

⑤3006 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づく指定地域密 着型サービス事業者<u>の指定</u>に係る市町からの届出の受理に関す ること。

53)の7 省略

- ⑤3の8 介護保険法第78条の6第2項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。
- 図の9 介護保険法第78条の11の規定に基づく指定地域密着型サ ービス事業者の指定等に係る市町からの届出の受理に関するこ と。
- 図の10 介護保険法第79条第2項第6号の2の規定に基づく指定 居宅介護支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

53)の11 省略

(54) 省略

54の2 介護保険法第82条の2第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(55)~(55)の5 省略

⑤の6 介護保険法第86条第2項第5号の2の規定に基づく指定 介護老人福祉施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

55)の7 省略

55の8 省略

(55)の9 省略

550の10 介護保険法第89条の2第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(56)~(56)の4 省略

560の5 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

56)の6 省略

- 56の7 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護 老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること<u>(同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。)</u>。
- 50の8 介護保険法第94条第3項第7号の2の規定に基づく介護 老人保健施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関する こと。

56)の9 省略

56の10 省略

56の11 省略

- 560の12 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること(同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。)。
- 560の13 介護保険法第99条の2第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

56の14 省略

56)の15 省略

<u>56)の16</u> 省略

(56)の17 省略

(53) ~ (53) の 5 省略

⑤3の6 介護保険法第78条の2第2項の規定に基づく指定地域密 着型サービス事業者_____に係る市町からの届出の受理に関す ること。

53)の7 省略

53の8 省略

(54) 省略

(55)~(55)の5 省略

55)の6 省略

55)の7 省略

55の8 省略

(56) ~ (56) の 4 省略

(56)の5 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人の指定介護老人福祉施設に係るもの_____を除く。)。

56)の6 省略

(60の7 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護 老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること_____

_____0

<u>56)の8</u> 省略

(56)の9 省略

56の10 省略

560の11 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更 の届出の受理に関すること 0

56)の12 省略

56の13 省略

56の14 省略

56の15 省略

(56)の18 省略

56の19 省略

<u>560の20</u> 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関すること<u>(同法第104条の2の規</u>定に基づく公示を除く。)。

<u>(56)の21</u> 介護保険法第105条において準用する医療法<u>第9条第2項</u> の規定に基づく介護老人保健施設の<u>開設者の</u> 死亡又は失そうの届出の受理に関すること。

56)の22 省略

56)の23 省略

56の24 介護保険法第107条第3項第6号の2の規定に基づく指定 介護療養型医療施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に 関すること。

56)の25 省略

56)の26 省略

(57)・(57)の2 省略

570の3 介護保険法第111条の2第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(57)の4 省略

(57)の5 省略

<u>57)の6</u> 省略

(57)の7 省略

(57)の8 省略

(57)の9 省略

⑤70010 介護保険法第115条の2第2項第7号の2の規定に基づく 指定介護予防サービス事業者に対する聴聞決定予定日の通知に 関すること。

570011 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること(同法<u>第115条の10</u>の規定に基づく公示を除く。)。

⑤70012 介護保険法第115条の6第1項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

<u>67)の13</u> 介護保険法<u>第115条の7第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

<u>570の14</u> 介護保険法<u>第115条の8第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関すること。

<u>570の15</u> 介護保険法<u>第115条の8第2項</u>の規定に基づく指定介護予 防サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

<u>570016</u> 介護保険法<u>第115条の8第3項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する措置命令に関すること(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

<u>500017</u> 介護保険法<u>第115条の9第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関すること(同法<u>第115条</u>の10の規定に基づく公示を除く。)。

⑤7018 介護保険法第115条の11の規定において準用する同法第70 条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定の更新に関すること。

⑤ の19 介護保険法第115条の16第2項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

<u>577の20</u> 介護保険法<u>第115条の20</u>の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関すること。

56)の16 省略

56)の17 省略

560の18 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関すること

(56)の19 介護保険法第105条において準用する医療法<u>第8条の2第2項及び第9条</u>の規定に基づく介護老人保健施設の<u>休止、再</u>開、廃止等の届出の受理に関すること。

56)の20 省略

56)の21 省略

56)の22 省略

56)の23 省略

(57)・(57)の2 省略

(57)の3 省略

(57)の4 省略

(57)の5 省略

(57)の6 省略

<u>57)の7</u> 省略 (57)の8 省略

<u>577の9</u> 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること(同法<u>第115条の9</u>の規定に基づく公示を除く。)。

<u></u> <u>5</u>70010 介護保険法<u>第115条の6第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

<u>670の11</u> 介護保険法<u>第115条の7第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関すること。

<u>577の12</u> 介護保険法<u>第115条の7第2項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

<u>577の13</u> 介護保険法<u>第115条の7第3項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に対する措置命令に関すること(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

<u>577の14</u> 介護保険法<u>第115条の8第1項</u>の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関すること(同法<u>第115条の9</u>の規定に基づく公示を除く。)。

⑤⑦の15 介護保険法第115条の10の規定において準用する同法第70 条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定の更新に関すること。

<u>67)の16</u> 介護保険法<u>第115条の18</u>の規定に基づく指定地域密着型介 護予防サービス事業者に係る市町からの届出の受理に関すること。

- <u>570の21</u> 介護保険法第115条の26第2項の規定に基づく便宜の提供 に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。
- ⑤ の22 介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づく業務 管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- 570の23 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- ⑤7024 介護保険法第115条の32第4項の規定に基づく介護サービ ス事業者の区分の変更の届出の受理に関すること。
- ⑤7025 介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。
- 577の26 介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。
- 577の27 介護保険法第115条の33第 4 項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること(行う事業が 2 以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、 2 以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。
- 57)の28 介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。
- 図の29 介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。
- ⑤7030 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及

び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定 若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事 業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係 るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

577の31 介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者が措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

(58) ~ (78) 省略

4~6 省略

(58) ~ (78) 省略

4~6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成21年5月1日 発行 23